



かわち

# 議会だより

第208号

平成 28 年 2 月 1 日

発行 川内村議会事務局

TEL (0240)38-3803



(改選後初めての定例議会にて)

## 新年明けましておめでとうございます

|      |     |       |       |      |     |      |      |      |      |      |
|------|-----|-------|-------|------|-----|------|------|------|------|------|
| 事務局長 | 議員  | 議員    | 議員    | 議員   | 議員  | 議員   | 議員   | 議員   | 副議長  | 議長   |
| 横田正義 | 志田篤 | 久保田裕樹 | 佐久間武雄 | 井出剛弘 | 井出茂 | 新妻幸子 | 高野政義 | 坪井利之 | 松本勝夫 | 渡邊一夫 |

謹賀新年



# 平成27年度補正予算

平成27年 第4回定例会  
12月10日から11日まで開催

## 条例の一部改正 契約など13議案が可決成立

平成27年第4回議会定例会は、改選後初めての定例会で12月10日から11日までの日程で開催されました。提出議案は、補正予算4件、条例改正2件、契約案件4件、村民プールの指定管理者の指定案件、村道の路線廃止案件、人事案件の13議案が審議され、原案どおり可決されました。

第一日目(10日)

午前11時5分開会、会議録署名議員の指名、会期を2日間と決定、村長から行政報告(ウクライナ訪問、要望活動、川内村仮設焼却施設の焼却期間延長、特別養護老人ホーム「かわうち」の開所)、教育長の教育行政報告(室内型村民プール進捗状況報告、中学校グラウンド整備状況報告、第27回ふくしま駅伝大会報告、川内村民の藤村歴程賞受賞)、井出剛弘議員から公立小野町地方総合病院企業団議会報告、渡邊喜一郎代表監査委員の例月出納検査報告、陳情の総務常任委員会への付託のあと、議案が一括上程され、村長から提案理由の説明がおこなわれました。その後、4名の議員が一般質問を行いました。散会后、陳情の審査のため総務常任委員会が開かれました。

第二日目(11日)

午前9時20分開会、前日に上程された議案について、各担当課長から要点説明を受け、引き続き議案の審議に移り、補正予算4件、条例改正2件、契約案件4件、村民プールの指定管理者の指定案件、村道の路線廃止案件、人事案件の13議案が原案どおり可決されました。また、総務常任委員会に付託された、公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情についても可決され、午前11時30分に閉会しました。



## 新年のごあいさつ

川内村議会議長 渡 邊 一 夫

新年あけましておめでとうございます。

村民皆様におかれましては、健やかな新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

日頃より、村政に対し深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災による原発事故の避難から、今年の3月で5年が経過します。この間、議会は、本村の復興・再生に向けて、国・県や関係機関に対し、要望活動や働きかけを行ってまいりました。

行政や関係機関の努力によって、地域の復興は着実に進んでおり、その成果が見え始めているところでございますが、本村には、未だに自由な生活が出来ない制限区域等も存在し、解決しなければならない課題が山積していることも事実です。

今後も、村当局と連携を図りながら、本村の復興に向けて、全力を尽くしてまいりますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、村民の皆様にとりまして、本年が輝かしい一年となりますことを心よりご祈念申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

**可決された議案と内容****◆平成27年度川内村一般会計補正予算（第9号）**

既定の歳入歳出予算の総額に15億6,200万4千円を増額し、予算の総額を114億1,613万3千円とした。

**◆平成27年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）**

保険税減免分を国の補助金で賄い、この補助金が超過交付されていたために、その超過分を国に償還するため、償還金を計上し同時に予備費を同額減額した。

**◆平成27年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正（第3号）**

既定の歳入歳出予算の総額に6万6千円を増額し、予算の総額を1億5,808万7千円とした。

**◆平成27年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）**

既定の歳入歳出予算の総額に2,275万円を増額し、予算の総額を4億8,863万2千円とした。

**◆川内村税条例の一部を改正する条例について**

マイナンバー法施行に伴う、税条例の改正を行った。

**◆川内村税特別措置条例の一部を改正する条例について**

固定資産税の課税免除の適用期間を平成29年3月31日までの2年間延長する改正を行った。

**◆工事請負変更契約の締結について（第58号 川内村室内型村民プール施設整備工事）**

村民プール工事にアース工事の追加工事を締結した。

**◆工事請負契約の締結について（第56号 村民プール等周辺施設改修工事）**

村民プールの周辺工事契約を締結した。

**◆工事請負契約の締結について（第3号複合施設ゆふね空調設備改修工事）**

複合施設ゆふねの空調設備の老朽化に伴う改修工事を締結した。

**◆物品購入契約の締結について（第8号平成27年度備蓄品購入事業）**

川内村防災備蓄倉庫の備蓄品（食料品等）の購入契約を締結した。

**◆川内村室内型村民プールの指定管理者の指定について**

株式会社フクシ・エンタープライス代表取締役 福士 昌氏を指定管理者に決定した。

**◆村道の路線の廃止について（村道緑・小山線）**

木戸川河川改修に伴う中央橋撤去により、村道緑・小山線を廃止した。

**◆川内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

下川内字宮渡78番地の1 松本 茂を川内村固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意した。



# 村からの行政報告

## ウクライナ訪問について

9月15日より一週間に渡り長崎大学高村教授達とウクライナを訪問した件から御報告させていただきます。ウクライナでは、チェルノブイリ発電所から半径30kmの範囲内が全て立入制限となっており、事故の過酷さを改めて感じました。発電所近くまで視察しましたが、未だに高線量地区があり、石棺の上に更にカバールを付ける工事を行っておりました。30km圏内で避難のストレスから自宅に戻った夫婦と話す機会がありました。二人とも80歳になっており、「元氣ですか」と尋ねると「自宅で生活するのは不自由だが、避難先の生活の方がもっと不自由だった。福島も大変だね」と愛想良く答えてくれたことが印象に残っています。ウクライナ日本領事館で福島県及び川内村の現状や取組について講演ができたことは、現地の人々に実情を理解していた

## 要望活動について

多く良い機会となりました。

6月には自由民主党東日本大震災復興加速化本部額賀本部長、宮沢経産大臣、竹下復興大臣に賠償格差是正や生活支援、企業立地補助事業などの要望を行いました。10月の井上環境副大臣には、除染の徹底、仮置き場からの早期搬出など要望いたしました。また、高木復興大臣、若松、長島復興大臣には、引き続き賠償格差是正のための生活支援、イノベーション・コースト構想における本村への便宜を図るよう強く要望してまいりました。先月下旬には、土井国交副大臣及び県土木部長に国道399号線、県道小野富岡吉間田滝根、富岡大越線のトンネル化、改良工事等の早期着工、完成を要望してまいりました。今月には、塩崎厚労大臣に対し、引き続き国保税、介護保険料の自己負担等の減免及び財源負担を要望いたし

ました。また、10月に開催された「そばフェスタ」には多くの川内そばファンが詰め掛け、用意した5,000人分がすぐになくなったと聞きました。蕎麦ビールと合わせ、川内産のそばも、稲作と同様に着実に復興していると感じました。

## 川内村仮設焼却施設(五枚沢)の運営帰還の延長について

環境省より、当初の計画において、この施設における焼却については今年いっぱい、終了し、来年からは解体・撤去工事を行う予定でした。しかし、焼却する処理量を当初約1,740トンと見込んでおりましたが、解体家屋等の増加により約2,130トンと390トン増加したことから、期間内での終了が困難になったことから、焼却終了を来年3月まで延長したい旨報告がありました。

この期間延長については、建設工事、運営、解体工事等について、地元住民代表者と福島県等の関係者で構成する協議機関である川内村仮設処

理施設運営協議会においても了承を得ているということでございます。

## 特別養護老人ホーム「かわうち」の開所について

村の復興には、医療、福祉施設の充実が不可欠であるとの住民皆様の声を実現するために、「特別養護老人ホーム」の整備を村復興施策の一環として位置付けし、平成25年9月に医療法人誠励会と特別養護老人ホーム開設に関する基本協定を結び、平成25年度より造成工事等を行い、今年10月に完了しました。村としては、開発行為の許認可、用地の買収、建物を建設する敷地の造成を行い、この施設の建設・運営は社会福祉法人千翁福祉会が担っております。

施設の利用定員は80名で、うち短期入所が4名となっております。村民の雇用の場も生まれ、現在18名の村民が働いており、「特別養護老人ホームかわうち」で働くために帰村した職員もおります。現在50名の方が入所され、震災前生活されていた川内村に戻り、顔見知りの入所者や介護スタッフに囲まれ、穏やかに過ごされております。また、短期入所についても、12月から受け入れを開始しました。

これらのサービスを利用することにより、介護認定を受けている方のご家族も、介護負担の軽減を図るとともに、安心して生活でき、また、仕事を継続できる環境が整ったと考えております。

## 教育委員会関係行政報告

### 室内型村民プール建設事業について

室内型村民プール建設事業の本体工事については、11月末で75%、ここまでは予定通り進捗しており、今後12月で

85%、1月末で完成の見込みを持つております。外構工事については、先の臨時会での追加工事を含めて繰り越し、翌年度完成の見込みでございます。

指定管理者の指定について



# 一般質問

## 4名の議員が村の考えを質す

### 中学校グラウンド整備事業について

11月末で75%、ここまでは予定通り進捗しており、今後12月で85%、1月末で完成の見込みを持つております。外構工事については、先の臨時会での追加工事を含めて繰り越し、翌年度完成の見込みでございます。指定管理者の指定については、本村プール設置条例に基づき募集、審査、選定審議会への諮問、答申の手続きを経て、地方自治法第244条の2第6項の規定により本定例会に指定承認の議案を上程しておりますので、ご審議の上承認たまわりますようお願いいたします。その後、プール設置条例第21条に基づき被選定者との協定を締結、諸々の開設準備を整えて4月上旬にはオープンさせたく思っております。

### ふくしま駅伝について

中学校グラウンド整備事業については、予定した暗渠施設、表土改修工事を10月20日に完成しております。小学校グラウンド整備事業については、11月末で80%の進捗で、1月末に完成を予定し、保育園暖房設備改修事業については、同じく35%の進捗で、3月中の完成を予定、村民体育センター改修工事については、同じく20%の進捗で、3月中の完成を予定しております。

11月15日に行われた第27回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会については、今年も希望ふくしまチームの一員として、村から4名が出場して、白河・福島間91kmを16人でタスキを繋ぎ5時間50分44秒で完走し、全体としては38位に相当する記録でありました。村の4名を含む全員が、走った後

の達成感と次回への意欲を示していることから、今後とも連携して支援を継続し人材育成を図ってまいる所存でございます。

### 藤村記念歴程賞を受賞

朗報です。川内村民が、第53回藤村記念歴程賞を受賞いたしました。本賞は、昭和10年に故草野心平先生たちによって創刊された同人誌「歴程」が、その年の優れた詩集や文芸評論等を表彰する由緒あるもので、



井出 茂 議員

自治体が受賞するのは初めてでございます。選定理由としては、昭和41年に文化の交流拠点として天山文庫を建築するとともに天山祭りを開催し、先の3・11災による避難中にあっても村に戻って祭りを続けたことや早期に帰還して自立再生の道を歩み始めたことで、全国に勇氣、元氣、希望を発信させたこと。また、今年天山祭りが50回を迎えた記念の年でもあり、村民が詩を尊ぶ精神を中心

に据えて生活していること等が評価されたものでございます。授賞式は、11月23日に東京都飯田橋のホテルで行われ、村民を代表して村長、天山祭り実行委員長、議長等が出席して、賞状とともに副賞の金50万円、草野心平日記全7巻を受賞してまいりました。賞状は、表装を依頼しているところであり、完成次第阿武隈民芸館に展示して広く村民に報告致します。

### 答

次期村長選挙の出馬の意向について私は前回、東日本大震災から一年後の村長選に三度立候補させていただき、

幸いにも村民の皆さんの温かい御支持をいただき、村政をお預かりしてからはや3年8カ月の歳月が経過いたしました。これまでの私の復興施策や村政運営に対して高く評価をいただき、身に余る光栄であります。顧みますと、私は村長就任以来、これまで常に一人一人の村民の立場に立って考えながら、村民が村で生きる誇りが持てるよう取り組んでまいりました。特に今任期におきましては、前例のない複合災害からの復興を進めていく中であって、私は、この川内村を再び活

### 質

次期村長選挙の出馬の意向について震災の翌年に行われた村長選で見事に当選され、復旧・復興のリーダーとして、積極的かつ精力的に活躍された四年間ではなかったかと思われます。ところで、来年執行されます川内村長選挙に出馬の意向をお伺いします。

# 一般質問

## 4名の議員が村の考えを質す

活気に満ちた、安全・安心に暮らせる、思いやりにあふれる村にしたいとの一心で誠心誠意、村政運営に努めてまいりました。この間、徹底した除染、第四次川内村総合計画及び復興計画の策定、インフラの整備、避難指示の解除など元の村に戻すための施策を行い、人口の減少や少子高齢化が急速に進む厳しい社会情勢の中での村政運営ではございましたが、村議会議員の皆さん方を初め村民の皆さんの温かい御理解と御支援のもと、企業誘致、医師確保、福祉施設の開設などを初めとする生活の安定や安心、活力をもたらす施策も着実に進めてまいることができました。改めて村民の皆さんに感謝を申し上げる次第でございます。

私は、村に残る田舎の原風景や自然、本村にしっかりと息づいている地域のきずななど、村の宝である「人と豊かな自然」を次世代へ着実に引き継ぎ、村に潜在する魅力を磨き上げ交流人口更には定住人口を増やし、農業や新たな産業により活力を高め、「新生かわ

うち」を創造したいとの思いで今般新たに地方創生計画を策定しているところ です。私は、その実現に向け気持ちを新たにし、引き続きその任を尽くしてまいりたいと考えております。

今、川内再生に向けたこの極めて重要な時期に、仮置き場設置をお願いした責任者として、また、国や県に頼るだけではなく、真の自立に向けた確かな歩みを進め、村民一人一人の幸せにつながる村づくりのために努力していくことこそが自らに与えられた使命であると考え、来るべき村長選挙に立候補をする意志を固め、村民の皆様の御期待にこたえてまいることといたしました。

### 質

賠償格差是正について  
20 km圏内と30 km圏内での賠償

価格差については、様々な場面でも国関係機関や行政レベル、更に議会としても格差是正を訴えてきたところですが、金銭的な解決策は困難な状況にあると考えざるを得ません。だとするならば、格差是

正をどうするか、金銭的な解決策が困難であれば、20 km圏内で実施されている家屋の解体や井戸の掘削を30 km圏内の全世帯に拡大して実施することを提案します。

### 答

賠償格差是正について

今年6月と9月の定例議会においてもご質問を受けており、私としても極めて重要な問題と認識しております。議員の御質問にありましたとおり、これまでも国や県に対して格差を埋めるための何らかの財源措置を充てるよう強く要望してまいりましたが、9月の定例議会以降、国に対しては、10月2日に広野町長と共同で原子力災害現地対策本部に緊急要望という形で、そして、第3次安倍改造内閣の成立にともない、10月21日には若松復興副大臣、同月23日には高木復興副大臣、11月2日には長島復興副大臣が就任等のご挨拶にそれぞれ来庁され、その機会に私から要望書を手渡して格差是正について強く要望いたしました。また、高木経済産業副大臣とは、10月27日の村役場における意見交換会や、11月17日の福島相双復興官民協議会及び原

子力被災12市町村等との意見交換会の場において、賠償格差を是正するための取組について議論をいたしました。

今年6月に閣議決定された福島復興新指針においても、事業・産業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実を図ることとしており、国や県においては、こうした取組を今後強化していくとともに、賠償格差是正の要望の内容をしつかりと受け止め、どのような支援ができるか検討を深めているところと聞いております。議員からご提案のありました20 km圏内で実施されている家屋の解体や井戸の掘削を30 km圏内の全世帯に拡大して実施することなど格差是正のために何ができるのか、議会をはじめ、国や県とも一緒に知恵を絞るとともに、今後とも国、県及び東電に対して、粘り強く格差是正のための支援策を講じるよう働きかけてまいります。

家屋の解体撤去事業については、30 km圏内についても震災による半壊以上の家屋を対象に所有者からの申請に基づきながら、平成25年度及び26年度において実施しております。また、井戸の掘削についても東京電力からの賠償金

# 一般質問

## 4名の議員が村の考えを質す

1億円を基金とし、飲料水安全対策事業として平成26年度及び平成27年度において、居住制限区域である荻、貝の坂地区以外の地域を対象に震災時に沢水、湧水を利用していたことを条件に100万円を上限として実施しておるところです。

今後においては、家屋の解体が必要とする世帯及び沢水、湧水、浅井戸を使用している世帯の把握を行いながら、国・県の補助金等の財源確保ができれば検討してみたいと考えております。

### 質 入札に於ける事業者の決定について

入札に於ける事業者の決定については、慎重を期すべきであると考えます。特にこれから執行される工業団地の造成には、ある意味で村の威信をかけた事業であり、平成30年3月までには企業立地補助金を受ける事業者が操業しなければならぬという期限付きの事業であります。

受け皿となる造成工事の遅れは

致命傷にもなりかねません。事業者が落札価格だけで決定されるのではなく、事業者自体の実績又は企業としての財務体質、更に技術力なども考慮にいられて決定して頂きたいと考えますが、今後の入札のあり方、更に造成工事の入札方針をお伺いします。

### 答

入札に於ける事業者の決定について

本村においての入札方法は、地方自治法第234条第1項の規定に基づいて、一般競争入札又は指名競争入札により工事等の契約を締結しておりますが、工事請負の場合は、主に指名競争入札の方法、物品購入等の場合は、一般競争入札を採用しておりますところでございます。井出議員ご指摘のように請負業者の決定にあたっては、実施設計書に基づいた工事を誠実に施工できる能力がある業者を選定して入札に当たらせるのがふさわしいと考えております。そのためには、予め入札希望者が入札参加に必要な資格審査を実施し、ランク

付けしたうえで名簿登載しその中から指名していく方法を採用しております。また、設計金額で一定以上の工事あるいは特殊工法等による工事については、条件を付した総合評価型指名競争入札を導入して優良工事を図っておるところでございます。田ノ入工業団地造成は大規模工事であり、平成29年度中には誘致企業が操業しなければならぬ制度上制約もありますので、業者選定にあたっては、特に、適正な施工をすることができ施工能力及び実績を重視する必要があります。今後、工区毎に



佐久間 武雄 議員

### 質

村民の帰還について

村では、村民の戻れる環境作りに福祉を始めとし各分野に力を入れてきました。その結果が形として、一つひとつ目に見えるまでになってきましたが、一方村民の帰還は思うように進んでい

段階的に工事を発注することになります。工区規模及び工事の種類によつて、どのような入札の方法にするかは、発注毎に十分検討してまいります。最初の工事としては、農地の表土剥ぎ及び団地内の道路新設工事、次に造成本体の工事、次に県道との取付道路を含めた橋梁工事等に移して発注してまいります。現在、入札方法及び施工区分けを福島県及びふくしま市町村支援機構の指導を受けており、適正に事業執行をしていかなければならないと考えております。

### 答

村民の帰還について

12月1日現在の帰村の状況は、住基人口2,756人に対し、村内生活者は1,735人で、63%の方が戻って生活しております。しかし、未だ4割近くの方が避難生活を続けている現状にあります。帰村宣言から4年近くが経過し、



# 一般質問

## 4名の議員が村の考えを質す

村民が戻ることができる環境づくりに取り組んでまいりましたが、特に若い世帯の帰還率が低く、0歳から49歳までに限れば45%にとどまっております。その主な理由として、子どもの学校の関係や避難先での就職などが挙げられます。

若い世帯への帰還支援及び対策については、保育料の減免や高校生の通学費、寮費の補助、北海道士別市児童との交流会への参加など子どもに対する支援が主なものとなっておりますが、村の将来を担う若い世帯の帰還及び定住対策はとても重要であると考えております。現在、新築補助制度を立ち上げ、住宅環境の整備を促進していますが、来年度は、特に子どもと女性を対象に、子どもが輝き、女性が生き生き活躍できる村を目指すし、新たに事業を構築したいと考えております。

震災から間もなく5年を経過しようとしている現状を見ますと、例えば、震災時小学1年生だった児童が今6年生となり、来年は中

学校に上がります。果たしてそのタイミングで戻ることができるのかどうか。子ども達はそのまだ短い人生の半分近く又は半分以上を避難先で生活しており、避難先が地元になりつつあります。村に戻るものが、逆に移住という感覚を持つのではないかと心配しております。時間の経過と共に、好むと好まざるに関わらず、戻れない環境がつくられていくことを危惧しております。

帰還支援については、避難指示解除準備区域にお住まいの方を除き災害救助法による仮設住宅等への居住期限が再来年3月までとなっており、県は「ふるさと住宅移転補助金」事業を創設し、自宅に戻られる方の支援を実施することになりました。県事業の対象から外れた世帯に対しては、村単独で県と同様の補助事業を実施することといたしました。

今後は新たな住民の獲得に目を向けることも必要であると思えます。地元出身者の回帰、新規移住者の増加には、魅力ある職場と住

宅を用意できることが重要であります。村は、誘致した企業と連携し、待遇の改善や福利厚生、住宅整備などの支援を検討してまいります。

### 質

川内村の森林再生について  
緑豊かな川内村、その90%を占めている山林が眠った状態にあります。県、環境省等において、汚染された山林の放射能の流れや立木への影響等調査していますが、その結果、放射能の推移、又は、木材の販売についてどのようになっているか伺います。

次に、村有林をはじめ、分収林契約においては、承知のとおり、契約期間の経過したところもあり、山林の伐木時期にあると思います。一時代を築いた森林王国川内を想い出しますが、汚染された森林の再生と共に伐木時期を迎えた森林事業についての考えを伺います。

### 答

川内村の森林再生について

現在、村の森林整備の状況は、震災以前の造林地の下刈りや、「森林農地整備センター」元の森林開発公団より受託した、水源林整備事業による複層林造成や、除伐・下刈り事業にとどまってお

り、営林活動は休止の状態にあることから、森林の再生を図るため、林野庁や福島県、及び各研究機関は、森林に飛散した放射性物質の推移や拡散防止、低減対策について実証試験を行っております。試験の中間報告によりますと、放射性物質は樹皮に付着し、林床に推移しているため、下流への流出防止対策の検討や、原木については皮をむいて製材すれば、放射性物質はほとんど検出されないことが分かりました。福島県の民有林伐採・搬出指針では伐採地の空間線量が、毎時0.5マイクロシーベルト以下であれば、伐採搬出が可能であることを通達したことから、新たな建材である「直交集成板(CLT)」の需要の増加が見込まれるため、福島県は大熊町大川原地区に、この工場の整備を目指しております。工場予定地の大川原地区は、本村からのアクセスも良く、伐採木の出口に期待が持てると考えており、村では、震災後制定された、ふくしま森林再生事業に取り組み、当面は間伐を中心とした森林整備を継続し、将来的には私有林の整備まで拡大し、林家所得の向上と林業の活性化を図ります。また、放射性物質の流出防止を図



# 一般質問

## 4名の議員が村の考えを質す

ると共に、森林内の線量の低減、更には森林の有する多面的機能等の相乗効果を発揮できる事業として、本年度から実施する準備を進めている所でございます。

分収林の契約期間につきましては、議員ご指摘の通り、期限を経過したものでございますが、今回



井出剛弘 議員

### 質 損害賠償について

20 km圏内外の格差によって住民の方々の分断が進むと懸念されることから、村が復興する一番大切なことは、住民と住民との信頼関係、そして住民と行政との信頼関係であります。格差是正のための対策にどのような進展があるのか伺います。

次に、村の総面積は、19,7

の立木賠償及び、今後の分収林管理のため、契約変更手続きと併せて、存続期間を延長し、市場の動向を見極めながら、伐採等の適正な管理をして行きたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

38 haの内、森林面積が17,360 haの88%を占めていると聞いておりますが、家経林や部分林等の分収林の賠償状況について伺います。

### 答

損害賠償について

私も議員のお考えに全く同感であり、20 km圏内外の賠償格差により20 kmラインを境にして住民同士が分断されてしまい、復興に一番大切な住民と住民との信頼関係、住民と行政との信頼関係が損なわれてしまうと危惧しております。先ほども答弁させていただきましたが、この賠償格差を是正するために、これまでも国や県に対して格差を埋めるための何ら

かの財源措置を充てるよう強く要望してまいりました。更に9月の定例議会以降、高木復興大臣等への要望活動や原子力災害現地対策本部長である高木経済産業副大臣との意見交換会の場で賠償格差を是正するための取組について議論をいたしました。これらを踏まえ、国や県においては、私たちの要望の内容をしつかりと受け止めていただき、どのような支援ができるか検討を深めているところと聞いております。具体的な動きがあれば、速やかにお知らせしたいと存じます。

次に、分収林の賠償についてのご質問でございますが、分収林は、部分林や家族経営林、漫用林、合わせて約730件の造林契約がございますが、契約から、相当の年月が経過する現在、当時の代表者や、構成員の方々が亡くなっている契約地が多数存在することから、当初の代表者や構成員の権利・義務を継承する方、更には契約の存続期間を合わせ、一括して契約の変更手続きを行うことからスタートした所でございますが、代表者や各行政区長のご配慮により、先月上旬に、全ての変更届けが提出されました。現在、変更届けを

精査すると共に、個人ごとの契約一覧表の作成作業を鋭意行っている所でございます。年内には完了するものと見込んでおります。この契約一覧表が出来上がり次第、代表者を介して構成員に配布をお願いしたいと考えております。構成員の手に渡りましたら、個人ごとに請求を開始することになりますが、請求書の記入の仕方等については、東京電力職員が、日にちを設定し、本村に窓口を設けて支援を受けることになっております。

### 質 除染について

東京電力福島第一原子力

発電所の事故での放射性物質は、我々から平穏な暮らしと自然豊かな緑や水、恵み豊かな大地を奪い、村内に様々な影響を及ぼしています。現在の除染状況を伺います。

### 答

除染について

旧警戒区域以外以外の村が実施する除染の実施状況ですが、住宅除染が1,070戸、公共施設20施設、道路245 km、水田413 ha、畑92 haそして牧草地65 haは既に除染が完了しており、現在は、「生活圏の森林除染」として「農地周りの森林除染」を実施してお

# 一般質問

## 4名の議員が村の考えを質す

ります。進捗状況ですが、第5区、第7区は完了しております、第6区は8割が終了している現状です。残る上川内方部の除染ですが、平成28年度で予定しておりますが、今回の一般会計補正予算に

第2区、第3区、第4区分として、15億円ほど計上しており、前倒しで今年度中に発注したいと考えております。また、第1区につきましては、予定どおり、来年度の当初予算に計上し、随時実施していきますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 質 県道富岡大越線の整備について

上川内戸毛ノ森地区の側溝整備と幅員の拡張工事が完成して安全に通行が出来るようになりました。この拡張工事の終点から続滝橋までの区間も拡張工事が必要と考えます。また、平伏森工区約250mの改良工事も平成27年度に継続事業で整備されると聞いておりますが、今後の対応を伺います。

### 答

県道富岡大越線の整備について

戸毛ノ森工区につきましては、震災後、側溝整備と併せた、幅員拡張工事に着手し、本年11月に、全体計画2,600mの工事が完了いたしました。工事の完了地点は、上部からの排水が既設の横断暗渠を通し、木戸川に排水ができる位置までが整備区間として計画とされていたため、続滝橋までの区間については未施工となっておりますので、整備区間の延長について、事業主体である福島県に検討をいただくよう要望したいと考えます。下原地内の平伏森工区の改良舗装工事につきましては、本年6月に170m区間が完了し、本年度に残りの区間を整備する計画でございますが、国有林と民有地との境界に不具合が生じ、公図等の訂正作業に不測の日数を要したため、用地取得や、国有林の貸付及び保安林の解除等の行政手続きが遅れたことから、現在、申請中であり、これ等の許可が年度内と見込んでいるため、工事の着手は、次年

度において早期発注を行うことと伺っておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

(※不突合…土地の境界が合わないこと)



新妻 幸子 議員

### 質

村有林の立木賠償について  
立木の賠償において、個人

所有や分収林は、各個人が損害賠償請求をしておりますが、村有林に対しては、どのような状況になっているのか。村の基盤を成す自然環境の9割が森林であり、農村過疎地域の川内村では、除染の効果がきわめて限定的であり、かつての山村での生活を取り戻す事が出来ない状況であります。森林の恩恵を受けながら生活する村民のため、速やかに村有林に対する賠償を東京電力に請求すべきであると考えますが、村長の見解をお聞きます。

### 答

村有林の立木賠償について  
部分林や家経林などの分収

### 質

原発事故により生活に苦しむ村民の救済について

原発事故から4年と8カ月が過

林における、造林者分の賠償につきましては、先ほど、6番の井出議員のご質問にお答えした通り、年内に請求が出来る所まで進めている所でございます。村の持ち分につきましても、原子力損害賠償紛争審議会から中間指針、第4次追補により、自治体と個人が契約を締結している立木については、賠償を行うこととされておりますが、元の契約の代表者や構成員、契約期間を現状に変更することが大前提となることから、村分の請求に係る前段の事務についても同時に進めていると言えます。当面は、造林者持ち分の請求を優先すべきと考えられますので、これらが、落ち着くタイミングを見て、村の持ち分についても請求して行きます。また、村有林の立木の賠償については、指針が示されておられません。同様に財物価値の喪失や減少は事実でございますので、東京電力や、これを監督する経済産業省、損害賠償紛争審査会等に、郡内及び関係市町村と連携を図り、強く要望して参ります。

# 一般質問

## 4名の議員が村の考えを質す

ぎようとしておりますが、村の原状回復は遅れているように思われます。川内村は、山の幸、川の幸を奪われ、加えて住民生活の基盤であった浜（富岡町、大熊町）の生活圏がいまだに回復していない状況の中、村民の家族構成も居住地の違いにより家族の分散を余儀なくされている現在、村民は、身体的、精神的苦痛を抱え、更に帰村宣言に伴う賠償打切りが追い打ちをかけて、経済的負担が生じております。被害が累積する中で「被害潜在」が深刻であります。

村の6割を占める国民年金だけの方、年金に加入できなかった無収入の方、長期にわたる避難生活で蓄えも底をつき、家族分散の中の生活はどの様なものなのか、村政を預かる村長として実情を知るべきで、この様な村民への救済を急がなければならないと思います。福島原発事故以降「フロントランナー」として政府に評価され、天皇陛下ご訪問、歴代総理大臣の訪問とメディアに映し出される川内村は、まるで被害が救済され復興

**答** 原発事故により生活に苦しむ村民の救済について

復興関連事業の内、商業施設などが様々な理由により予定から遅れておりますが、この前例のない複合災害に対しての復旧・復興の方策、手段も前例がなく、国や県村も試行錯誤の部分もございました。また、限りある職員で、通常の業務に加え、復興業務も並行して実施している状況にもあります。引き続き、国や県の支援を得ながら、村の復興が加速するよう取り組んでまいります。

なお、私の帰村宣言に伴う賠償打ち切りとの発言がありました。今でも村内においてそうした誤解が生じているようですので、既に以前の議会でも説明しておりますが、改めて御説明差し上げたいと存じます。

原子力損害賠償紛争審査会が、

平成24年3月16日に示した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」において、初めて「旧緊急時避難準備区域」の精神的損害賠償の期間が記載されております。それによれば、「緊急時避難準備区域」については、平成23年9月30日に解除されていることを踏まえ、避難指示等の解除等から相当期間経過後の相当期間は平成24年8月末までを目安とすると示されております。これにより、本村に限らず他市町村の旧緊急時避難準備区域も同様に8月末までの賠償となりました。繰り返し申し上げますが、賠償の期間につきましては、帰村宣言とは全く関係なく、原子力損害賠償紛争審査会の指針で示されたものであります。また、キノコや山菜取りなど山に入ることが生活の糧、生きがいでもあった方々や、家族やコミュニティの分断により淋しい生活を送られている方々が数多くおられることは十分認識しており、今般の災害による被害は、目に見えるものだけではなく、人の楽しみや絆、地域まで

もが奪われたものと思っております。議員が言う救済とは意を異にするかもしれませんが、経済的な部分で言えば、憲法25条には「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されており、そうした厳しい生活状況の方は、民生委員や役場に御相談いただければと思います。合わせて、国民健康保険税や介護保険料及び介護サービス利用者負担、後期高齢者医療保険料の一部負担についても、引き続き免除するように国に対し要望も行っております。また、家族分散の生活については、確かに大きな問題ではあります。個人や世帯がそれぞれの事情により、離れて暮らす選択をせざるを得なかったのだと思います。孤独感や健康面などについては、村職員や社会福祉協議会、民生委員が連携して対応するなど村としても出来る限りのサポートを行っております。住民生活の基盤であった大熊町、富岡町の回復にあつては、村として対応することとは出来ませんが、早急に村内で買い物ができる環境の整備や新たな生活支援策を検討するなど、少しでも住民の負担を減らすよう努力してまいります。



# － 議会構成決まる！－

## 議長に渡邊一夫氏、 副議長に松本勝夫氏が就任

平成27年第8回臨時会は、11月20日招集され、会期を1日間として開かれた。今臨時会は、去る11月15日執行された川内村議会議員一般選挙後初の議会であるため、正副議長の選任を始め、各常任委員、議会運営委員、広域市町村圏組合議会議員、公立小野町地方総合病院企業団議会議員、監査委員の議会構成が行われ、議長に渡邊一夫氏、副議長に松本勝夫氏が就任したのをはじめ、新しい布陣が次のとおり決定しました。

### 就任あいさつ

川内村議会議長 渡邊一夫



去る11月20日に臨時議会が招集され、議員皆様のご推挙により、議長の要職に就任することになりましたことは、身に余る光栄であり、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

東日本大震災による原発事故の避難から、間もなく5年が過ぎようとしておりますが、川内村は、復興・再生に向けて全力で取り組んでおり、その成果が見え始めているところでもあります。しかし、復興の先の課題でもある、人口減少や高齢化等の諸問題も山積しております。また、議会を取り巻く環境も非常に厳しい時代を迎えております。

このような時、浅学非才な私が議長の重責を全うできるかその責任の重大さを痛感いたしておりますが、議員各位のご推挙をいただいたうへは、村政発展と円滑な議会運営のため専心努力をいたす所存でございますので、今後とも村民皆様のあたたかいご支援とご鞭撻をお願い申し上げ、就任のあいさつといたします。

### 退任あいさつ

前川内村議会議長 西山東二



平成23年11月28日招集された臨時議会におきまして議員皆様のご賛同をいただき議長に就任いたしました。就任当時は、福島第一原子力発電所の事故により避難の真ただ中にありました。それから4年間、微力ではありましたが、誠心誠意本村の復興と再生さらに円滑な議会運営のため精進してまいったつもりでございます。幸いにいたしまして、村民皆様のあたたかいご支援ご懇情により、大過なくその職責を果たし得ましたことは、誠にたえず衷心より厚くお礼申し上げます。

今後は、一村民として本村復興、村政進展のため努力していきたいと思っておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。退任のあいさつといたします。

○議長 渡邊一夫

○副議長 松本勝夫

#### ●総務常任委員会

|     |   |     |    |
|-----|---|-----|----|
| 委員  | 長 | 井出  | 茂樹 |
| 副委員 | 長 | 久保田 | 裕樹 |
| 委員  |   | 坪井  | 利勝 |
| 委員  |   | 松本  | 一夫 |
| 委員  |   | 渡邊  |    |

#### ●産業建設常任委員会

|     |   |     |    |
|-----|---|-----|----|
| 委員  | 長 | 井出  | 剛弘 |
| 副委員 | 長 | 佐久間 | 武義 |
| 委員  |   | 高野  | 政篤 |
| 委員  |   | 志田  | 幸子 |
| 委員  |   | 新妻  |    |

#### ●議会運営委員会

|     |   |     |    |
|-----|---|-----|----|
| 委員  | 長 | 松本  | 勝夫 |
| 副委員 | 長 | 井出  | 茂樹 |
| 委員  |   | 久保田 | 裕樹 |
| 委員  |   | 坪井  | 剛弘 |
| 委員  |   | 佐久間 | 武義 |

#### ●双葉地方広域市町村圏組合 議会議員

|    |  |     |    |
|----|--|-----|----|
| 議員 |  | 渡邊  | 一夫 |
| 議員 |  | 高野  | 政義 |
| 議員 |  | 久保田 | 裕樹 |

#### ●公立小野町地方総合病院企業団 議会議員

|    |  |    |    |
|----|--|----|----|
| 議員 |  | 新妻 | 幸子 |
|----|--|----|----|

#### ●川内村監査委員

|      |  |    |    |
|------|--|----|----|
| 監査委員 |  | 高野 | 政義 |
|------|--|----|----|

## 議員の議席が決定しました

◎ 議長 渡 邊 一 夫      ○ 副議長 松 本 勝 夫



1 番 松本 勝夫



2 番 坪井 利之



3 番 高野 政義



4 番 新妻 幸子



5 番 井出 茂



6 番 井出 剛弘



7 番 佐久間武雄



8 番 久保田裕樹



9 番 志田 篤



10 番 渡邊 一夫



# 専決処分 工事請負変更契約の2議案が可決成立

平成27年 第7回臨時会  
10月27日開催

平成27年第7回議会臨時会は、10月27日開催された。本臨時会では、平成27年度一般会計補正予算(第6号)の専決処分議案と工事請負変更契約議案が審議され、原案どおり可決されました。

## ◆専決処分の承認を求めることについて

(平成27年度川内村一般会計補正予算(第6号))

9月の大雨による災害復旧に要する経費7,000万円を専決処分した予算を承認した。

## ◆工事請負変更契約の締結について(第7号川内村複合商業施設新築工事)

付帯設備の増工により契約額を1,521万6千120円増額し、工事完成期日を平成28年2月29日まで延期する工事請負変更契約の締結を行った。

可決された主な議案

# 専決処分 平成27年度一般会計補正予算 監査委員の選任など3議案が可決成立

平成27年 第8回臨時会  
11月20日開催

平成27年第8回議会臨時会は、11月20日開催された。本臨時会では、平成27年度一般会計補正予算(第7号)の専決処分議案と平成27年度一般会計補正予算(第8号)が審議され、原案どおり可決されました。

## ◆専決処分の承認を求めることについて

(平成27年度川内村一般会計補正予算(第7号))

県議選無投票による県支出金の減額と村議選への予備費充当した専決処分を承認した。

## ◆平成27年度一般会計補正予算(第8号)

加速化交付金事業で実施している村民プール外構工事と中学校外構工事の増工と資材単価高騰に伴い5,600万円の増額補正を可決した。

## ◆川内村監査委員の選任につき同意を求めることについて

下川内字吉ノ田和10番地の1 高野政義を川内村監査委員に選任することに同意した。

可決された主な議案

## 請願と陳情の方法は…

近年、請願や陳情が増える傾向にあります。請願書や陳情書は議会に提出する公式な書類ですから、法律的に定められた要件を満たしていなければなりません。これを形式的要件といい、この要件を満たしていないため受理されないケースもありますので、注意してください。

### ◆請願書の書き方

- ①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印
  - ②次頁から件名、請願の趣旨(理由)、請願年月日、請願者の住所氏名(請願者は複数でも可)捺印
  - ③最後に、議会議長○○○様と記載する
- 以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。
- なお、受付の締切りは、各定例議会開催月の前月末となっております。村の定例議会の開催月は三月、六月、九月、十二月です。締切りは二月、五月、八月、十一月の各月末となります。

(表紙)

|                     |  |            |  |
|---------------------|--|------------|--|
| ○○○○(件名)<br>(議題の趣旨) |  | 紹介議員 氏 名 印 |  |
| 何々                  |  |            |  |
| 平成 年 月 日            |  |            |  |
| 住所 氏 名 印            |  |            |  |
| 議会議長 ○○○○ 様         |  |            |  |

請願書は次の様式で作成してください。

### ◆様式

陳情書には議員の紹介はありません。その他については請願書と同じです。なお、陳情は議員での採択はされないことになっておりますので、なるべく請願で出すようにしてください。

### ◆陳情書の書き方

